

現場代理人の常駐義務の緩和措置について(平成29年4月改定)

現場代理人は、工事現場の運営・取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項（請負代金額の変更、契約の解除等を除く）を処理する受注者の代理人であることから、発注者との常時の連絡に支障を来さないよう工事現場への常駐（当該工事のみを担当し、かつ、作業期間中常に工事現場に滞在していること）が義務づけられていますが、一定の要件を満たすと市が認めた場合に限り、例外的に現場代理人の常駐義務を緩和することができることとなっております。この度、常駐義務の緩和に関する措置要件を改定しましたので、次のとおりお知らせします。（「現場代理人取扱要領(以下「取扱要領」という。）」参照）

1. 常駐を要しない期間等について（全ての工事を対象）

取扱要領第4条関係

《常駐を要しない期間》

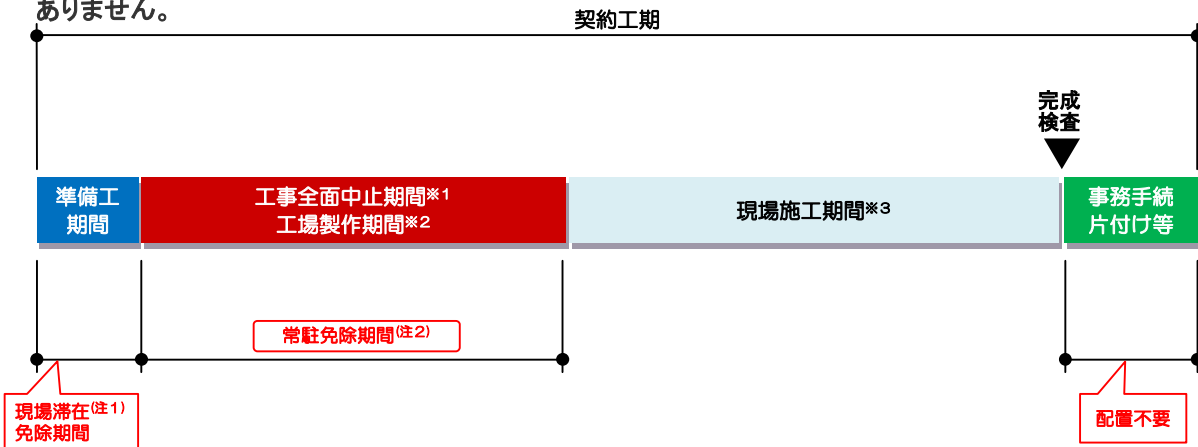
- (1) 契約締結後、現場施工に着手するまでの期間
（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）
- (2) 自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
- (3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間

※工事完成後、検査が終了し、事務手続、片付け等のみが残っている期間は、現場代理人の配置は不要。

《常駐を要しない期間の明示》

個々の工事におけるこれら「常駐を要しない期間」は、設計図書もしくは工事打合簿等の書面により、具体的な期間を明示します。

※現場施工着手までの期間設定など、工程の計画・管理に関して受注者による柔軟な運用を認める措置ではありません。



※1 自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間

※2 工場製作のみで、工事現場が稼働していない期間

※3 現場施工着手（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等の開始）から完成検査終了までの期間のうち、上記※1、※2を除く期間

注1 「現場滞在免除期間」であっても、他の工事の現場代理人や専任・非専任を問わず他の工事の主任技術者等を兼任することはできません。

注2 「常駐免除期間」においても他の工事の現場代理人を兼任することはできませんが、非専任の場合に限って、他の工事の主任技術者等を兼任することができます。ただし、当該現場代理人が次の「2. 兼任を認める対象工事・条件について」の規定により他の工事の現場代理人を兼任している期間においては、非専任であってもその他の工事の主任技術者等を兼任することはできません。

なお、工場製作期間においてのみ、契約工期内の他の期間における現場代理人とは別の現場代理人を選任することができます。また、工場製作のみが行われている期間は、現場代理人は必ずしも工場に常駐する必要はありませんが、工場製作過程における品質管理、安全管理等に責任の持てる体制でなければなりません。

2. 兼任を認める対象工事・条件について

取扱要領第5条、第6条関係

《兼任を認める対象工事》

請負代金額が1件あたり**3,500万円未満**の工事（単価契約によるものを除く。）の契約を締結する際、次の（ア）から（キ）に掲げる要件を満たす場合には、現場代理人を**2件まで**兼務することができるものとします。なお、合併契約（複数の工事をまとめて入札又は見積徴取したもの）は1件の工事として扱います。

※現場代理人は、当該工事の主任技術者との兼任はできますが、経営業務の管理責任者又は営業所の専任技術者との兼任は認められませんので、ご注意ください。

- （ア）西宮市、西宮市上下水道局又は西宮市立中央病院発注の工事であること
- （イ）工事場所が西宮市内であること
- （ウ）既に契約を締結している工事（単価契約によるものを除く。）の請負代金額（変更契約をしている場合は、変更後の請負代金額）が、**3,500万円未満**であること
- （エ）既に契約を締結している工事で現場代理人の兼務をしていないこと

注1）これら（ア）から（エ）全ての要件を満たす工事であっても、安全管理上等の理由から兼任を認めない場合がありますので、ご注意ください。（特記仕様書に明示します。）

《兼任を認める条件》

上記《兼任を認める対象工事》において、次の条件を全て満たす場合に兼任することができます。

- （オ）発注担当課との連絡体制が確保されていること
- （カ）兼任する工事現場のいずれかに必ず常駐していること
- （キ）必要に応じて代行者を配置するなど、安全管理のほか現場の運営・取締りに支障を生じさせないこと

注2）兼任を認めた場合でも、これら（オ）から（キ）の条件に反し、工事の安全確保が図られていない、又は施工不良や履行遅滞を生じるおそれがあるなど、請負契約の的確な履行が確保されないと認められる場合には、兼任を解除し、新たに現場代理人の選任を求めるなど、必要な措置を講じます。

3. 兼任を認める工事の確認方法等について

取扱要領第5条、第7条関係

《確認方法》

請負代金額が1件あたり**3,500万円未満**の工事において、特記仕様書に「現場代理人の兼任を認めない」旨の記載がなければ、兼任を認める対象工事となります。

※合併契約は、1件の工事として扱います。

《兼任する場合の手続》

現場代理人の兼任を希望する場合には、契約時に「現場代理人及び主任技術者又は監理技術者選任届兼誓約書」とあわせて、別紙「現場代理人兼任届（取扱要領様式1号）」を契約課へ提出してください。

4. 適用年月日

取扱要領付則

平成29年4月1日以降に入札公告、指名又は見積書の徴取を行う契約（単価契約を除く）から適用します。

《問合せ先》

西宮市総務局管財部契約課・工事契約チーム TEL：0798-35-3405

